

## 【添付資料14】

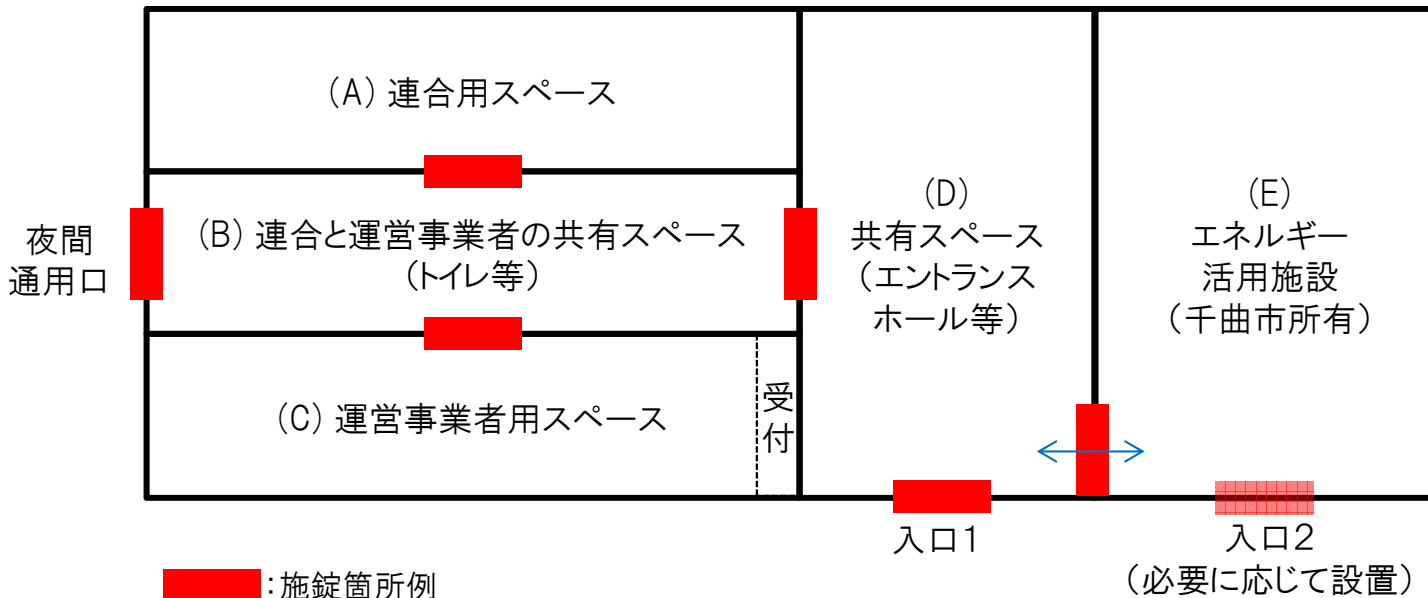
# 管理棟とエネルギー活用施設の管理区分イメージ

---

# 管理棟とエネルギー活用施設の区分と管理責任 ①合築の場合

## 管理棟と合築の場合の区分イメージ

※各区分の管理責任を分けられるよう、施錠箇所を検討



## 各区分に含まれる居室等

区分	含まれる居室等	備考
(A)	事務室、書庫、更衣室、会議室、給湯室	会議室、給湯室は(B)でも可
(B)	見学者用研修室、トイレ、喫煙室、廊下、階段、夜間通用口	
(C)	受付、事務室、その他必要な居室	受付は(D)と面して設置
(D)	エントランス、エントランスホール、トイレ	必要に応じて喫煙室を設置
(E)	前室(下足室)、エントランスホール、受付、事務室、トイレ(男女)、脱衣室(男女)、浴室(男女)、娯楽室、体力向上ジム	利用者は(D)、(E)間の扉を経由して(D)を利用可

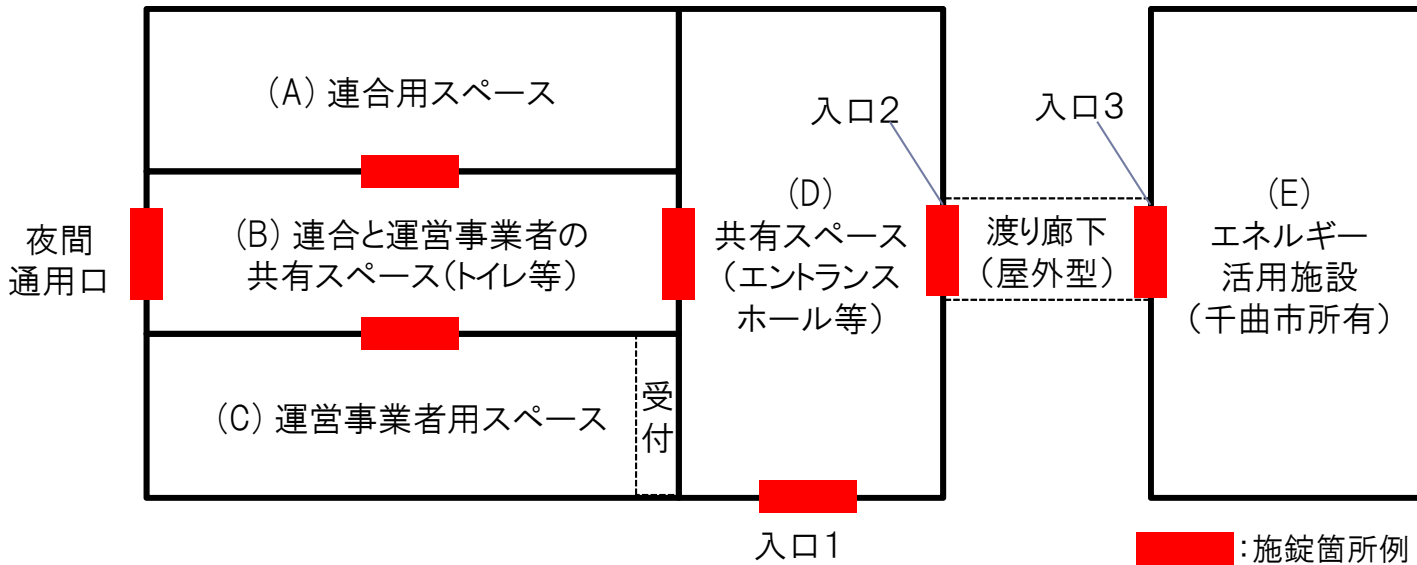
## 各区分の管理責任

※各区分の施錠は、原則として下記管理責任を負う者が実施

時間	連合	運営事業者	千曲市 (指定管理者)	備考
9:00 - 17:00	(A)	(B), (C), (D)	(E)	
17:00 - 20:00	(A)	(B), (C)	(D), (E)	運営事業者の受付が休みで、エネルギー活用施設が営業中の場合も、左記の管理区分とする。
20:00 - 翌9:00	(A)	(B), (C), (D)	(E)	20:00時点での入口1の施錠及び(D)と(E)の間の施錠は千曲市

# 管理棟とエネルギー活用施設の区分と管理責任 ②別棟の場合

## 管理棟と別棟の場合の区分イメージ ※各区分の管理責任を分けられるよう、施錠箇所を検討



## 各区分に含まれる居室等

区分	含まれる居室等	備考
(A)	事務室、書庫、更衣室、会議室、給湯室	会議室、給湯室は(B)でも可
(B)	見学者用研修室、トイレ、喫煙室、廊下、階段、夜間通用口	
(C)	受付、事務室、その他必要な居室	受付は(D)と面して設置
(D)	エントランス、エントランスホール、トイレ	必要に応じて喫煙室を設置
(E)	玄関、前室(下足室)、エントランスホール、受付、事務室、トイレ(男女)、脱衣室(男女)、浴室(男女)、娯楽室、体力向上ジム	利用者は渡り廊下及び入口2を経由して(D)を利用可

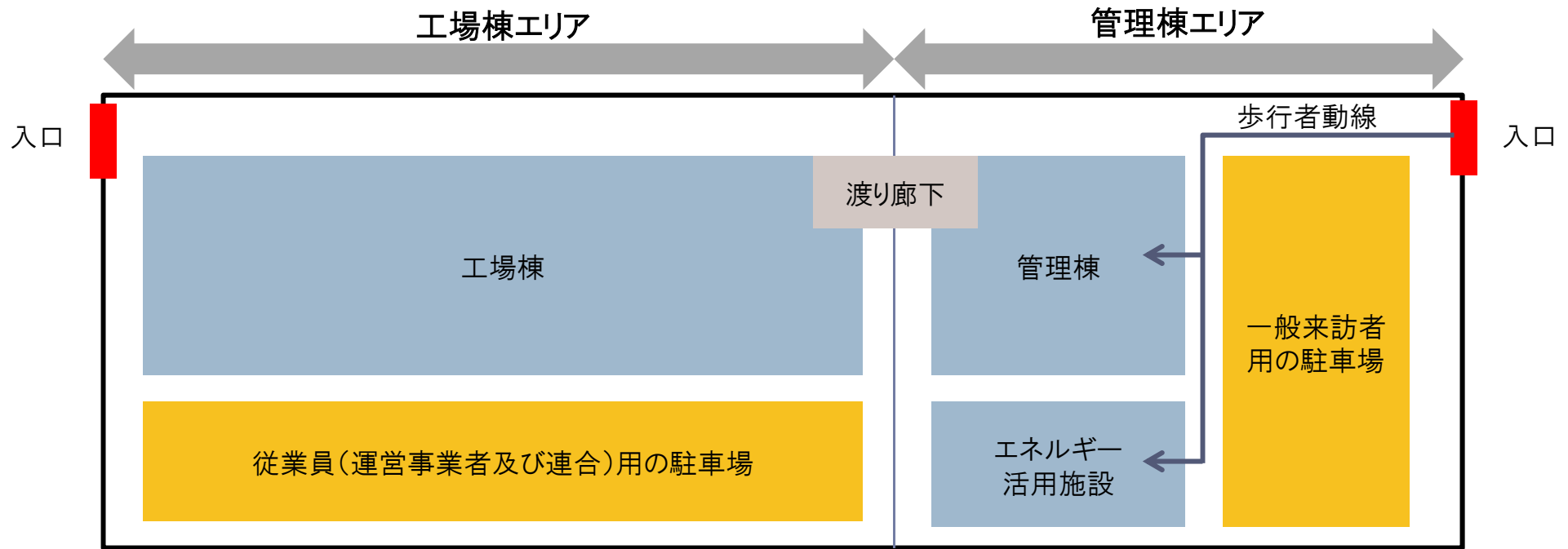
## 各区分の管理責任 ※各区分の施錠は、原則として下記管理責任を負う者が実施

時間	連合	事業者	千曲市(指定管理者)	備考
9:00 - 17:00	(A)	(B), (C), (D)	(E)	
17:00 - 20:00	(A)	(B), (C)	(D), (E)	運営事業者の受付が休みで、エネルギー活用施設が営業中の場合も、左記の管理区分とする。
20:00 - 翌9:00	(A)	(B), (C), (D)	(E)	20:00時点での入口1及び入口2の施錠は千曲市。

## 管理棟とエネルギー活用施設のユーティリティ費分担の考え方

種類	費用分担			分担の考え方	計測方法	備考
	連合	運営事業者	千曲市			
上水	—	(A)、(B)、(C)、(D) ※余熱供給用の循環水を含む	(E)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(A)、(B)、(C)、(D)相当分の金額を運営事業者が負担する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(A)、(B)、(C)、(D)を工場棟と同じ系統とし、(E)のみ別系統とする。</li> <li>それぞれの元栓に設置した水道メーターで使用量を計測する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(A)、(B)の部分の費用は、連合の使用の有無に関わらず運営事業者が負担する。</li> <li>(D)は運営事業者の勤務時間以外にもエネルギー活用施設利用者が使用する可能性があるが、その費用は運営事業者が負担する。</li> </ul>
下水	—	(A)、(B)、(C)、(D)	(E)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(E)相当分を千曲市が負担する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(A)、(B)、(C)、(D)を工場棟と同じ系統とし、(E)のみ別系統とする。</li> <li>上水と同使用量とする。</li> </ul>	
電気	—	(A)、(B)、(C)、(D)	(E)	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者である連合が総額を支払う。</li> <li>連合は、千曲市に(E)相当分の金額を請求する。</li> <li>連合は、運営事業者に(E)相当分を除いた金額を請求する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1系統で受電し、(E)における使用量が分かるように分電盤を設置し、計測する。</li> </ul>	

# 事業予定地の入口及び駐車場の管理区分イメージ



利用者	従業員(運営事業者及び連合)、搬出入企業職員 等	連合職員、事業者職員、エネ活来訪者
通行車両	従業員(運営事業者及び連合)用車両、搬出入車両、工事用車両	一般来訪者車両 見学者用車両
駐車場	従業員(運営事業者及び連合)用の駐車場	一般来訪者用の駐車場
出入口	車両用入口:1箇所 (その他、任意に追加可)	車両用及び歩行者用入口:1箇所 (その他、任意に追加可)
管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>全時間帯、入口及び全エリアを運営事業者が管理。</li> <li>従業員(運営事業者及び連合)以外は、運営事業者または連合の許可無く立ち入り不可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入口及び全エリアを、運営事業者が管理。</li> <li>運営事業者の受付が休みでエネルギー活用施設が営業している場合に限り、入口の施錠は千曲市。</li> </ul>